

C-1 改札口

整備の基本的な考え方

- (1) 車いす使用者も一般の旅客と同様に改札口を利用できるよう配慮する。
- (2) 高齢者や視覚障害者、妊産婦などにとって自動改札口は利用困難な場合があるため、有人改札口を併設する。

① 拡幅改札口	→図 IV- 15
<ul style="list-style-type: none"> ◎車いす使用者の動作に対する余裕を見込んだ、有効幅員 90 cm以上の拡幅改札口を1か所以上設ける。 ○入出場双方向から利用する拡幅改札口の場合は、その内外に車いす使用者同士がすれ違うことができるスペースを設けることが望ましい。 ○有人改札口ではない自動改札機のある改札口に設けることが望ましい。その際、当該改札口は、車いす使用者の問い合わせ等がある場合に対応できるよう有人改札から視認できる位置とする。 ○有人改札口を拡幅改札口とする場合には、さらに自動改札機のある改札口のうち1か所以上を拡幅改札口とすることが望ましい。 	<p>【交通省令第19条第1項の強化】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p>
② 自動改札機	
<ul style="list-style-type: none"> ◎自動改札機を設ける場合は、自動改札機またはその周辺において自動改札口の進入の可否を示すとともに、乗車券等挿入口を色で縁取るなど識別しやすいものとする。 ○進入可否表示の配色については、色覚障害者の利用に配慮した色使い、色の組み合わせとすることが望ましい。 	<p>【交通省令第19条第2項】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p>
③ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○無人駅・無人改札口においては、駅長事務室等につながるインターホン、呼び出しボタンなどを改札口の分かりやすい位置に設けるなどして、視覚障害者、聴覚障害者等からの問い合わせに対応できるよう措置を講ずる。 	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標の強化】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

④ 有人改札口（視覚障害者の誘導）

○視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

有人改札口（聴覚障害者の案内）

○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

○この場合、当該筆談用具を備えている旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

○筆談用具がある旨の表示については、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。（「筆談用具がある旨の表示」を「耳マーク」により表現することが望ましい。）

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

有人改札口（コミュニケーション支援ボード）

○言語（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T 0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを備えることが望ましい。

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

有人改札口（ローカウンターの高さの蹴込み）

○有人改札口のカウンターの一部は、車いす使用者等との対話に配慮して高さ 75cm 程度とすることが望ましい。

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

○上記高さのカウンターの蹴込みは、高さ 60cm 程度以上、奥行き 40cm 程度以上とすることが望ましい。

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

有人改札口（戸）

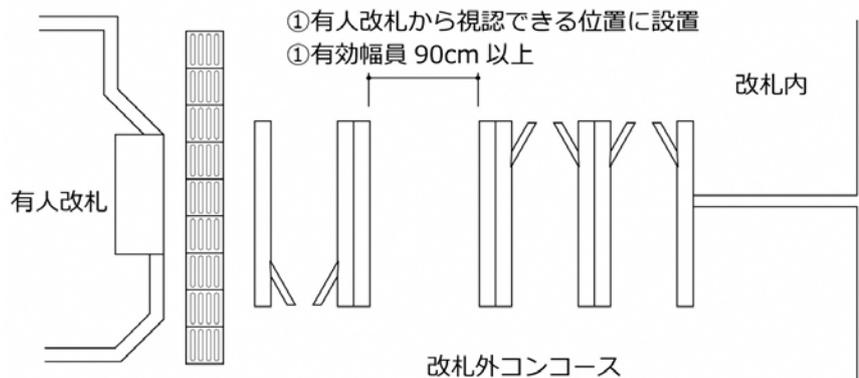
○案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、その戸の有効幅員は 80 cm 以上とする。

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

○案内所を兼ねている等、有人改札に戸が設置されている場合、有人改札の戸外側、もしくは戸内側に車いす使用者どうしがすれ違うことができるスペースを設けることが望ましい。

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

図 IV- 15 改札口イメージ（拡幅改札口を有人改札以外に設置した場合）



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

C-2 乗降場（プラットフォーム）

整備の基本的な考え方

- (1) 転落防止対策を重点的に行う。
- (2) プラットホームと列車の段差をできる限り平らにし隙間をできる限り小さくする。
- (3) やむを得ず段差や隙間が生じる場合は、段差・隙間解消装置や渡り板により対応する。

① 表面	<ul style="list-style-type: none"> ◎滑りにくい仕上げとする。 ○乗降場のホーム先端ノンスリップタイルの材料を選択する際は、白杖で、点状ブロックと識別できるように配慮することが望ましい。 	【交通省令第20条第1項第5号】
② 横断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ◎排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合、当該横断勾配は1%を標準とする。 	【交通省令第20条第1項第4号】
③ 転落防止柵	<ul style="list-style-type: none"> ◎線路側以外のプラットフォーム両端には危険を防止するために、高さ110cm以上の柵を設ける。 ○上記とあわせて、プラットフォームの線路側以外の端部を認識できるよう点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は60cm程度（少なくとも40cm以上）とする。 ◎プラットフォームの線路側端部において、列車が停車することがない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の柵（可動式ホーム柵等を設けたプラットフォームについては、可動式ホーム柵等との連続性を踏まえ、具体的な高さは、ホーム端からの離隔距離に応じたものとする。）を設ける。 ○プラットフォーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車いす利用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設ける。 	【交通省令第20条第1項第8号、旅客ガ(鉄軌道駅)標】 【旅客ガ(鉄軌道駅)標】 【旅客ガ(鉄軌道駅)標の強化】 【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
④ 転落防止措置（全般）	<ul style="list-style-type: none"> ◎発着するすべての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームにおいては、ホームドア又は可動式ホーム柵を設ける。 	【交通省令第20条第1項第6号】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>◎上記以外のプラットホームにおいては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。</p>	<p>【交通省令第20条】</p>
<p>転落防止措置（点状ブロック） →図 IV- 16</p>	
<p>◎ホームドア又は可動式ホーム柵を設置していないプラットホームの縁端から 80 cm以上 100 cm以下程度離れた場所に、ホーム内方を示す線状突起を 1 本付した点状ブロック（以下「ホーム縁端警告ブロック」という。）を連続して敷設する。ホーム縁端警告ブロックは、JIS T 9251 にあわせたものとする。</p> <p>○ホーム縁端警告ブロックは、プラットホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、プラットホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。</p> <p>◎階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T 字部）については、誘導用の線状ブロックと縁端部のホーム縁端警告ブロックとの間に点状ブロックを敷設する。</p> <p>◎ホーム縁端警告ブロックがホーム縁端付近の柱など構造物と干渉する場合においても、構造物を迂回して敷設するのではなく、連続して敷設し、当該部分を切り取る形とする。ただし、ホーム縁端警告ブロックと構造物との間に隙間を設けずに敷設する。</p> <p>○この場合、利用者が構造物と衝突した際の安全性を考慮すると、柱などの構造物にはクッションなどを設けることが望ましい。</p> <p>○島式ホームにおいては、向かい合うホーム縁端警告ブロックの内方線の中心と中心との距離を 60cm 以上確保することを原則とする。ただし、プラットホームの有効幅員が確保できず、やむを得ない場合は、40cm 以上確保する。なお、40cm 以上確保できない場合は、点状ブロックのみとし、内方線は敷設しない。</p>	<p>【交通省令第20条第1項第7号】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>転落防止措置（可動式ホーム柵） →図 IV- 16</p>	
<p>◎車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。</p> <p>○可動式ホーム柵の可動部の開閉を音声や音響で知らせる。</p> <p>◎ホーム柵から身を乗り出した場合及び長いものを立てかけた場合の接触防止対策や乗務員の出発監視の点から適当な柵の高さとする。</p> <p>◎可動式ホーム柵の開口部には点状ブロックを敷設する。</p> <p>○可動式ホーム柵は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置、または、固定部と可動部の色を変えるなど、弱視者等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）に配慮する。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

<p>○可動式ホーム柵の開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30cm 以下とする。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>転落防止措置 (ホームドア)</p> <p>◎車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。</p> <p>○ドアの開閉を音声や音響で知らせる。</p> <p>◎ホームドアの開口部には点状ブロックを敷設する。</p> <p>○ホームドアは、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置、または、固定部と可動部の色を変えるなど、弱視者等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)に配慮する。</p> <p>○ホームドアの開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30cm 以下とする。</p>	<p>→図 IV- 16</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>転落防止措置 (固定式ホーム柵)</p> <p>○固定式ホーム柵から身を乗り出した場合及び長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、ホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。なお、固定式ホーム柵とは、列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵のことをいう。</p> <p>○上記とあわせて、各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるようホーム縁端警告ブロックを敷設する。各固定部からの離隔は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm 以下とする。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>⑤ 転落時の安全確保措置</p> <p>○ホームドア又は可動式ホーム柵を設置していないプラットホームにおいては、万が一プラットホームから旅客が転落した場合を想定し、以下の転落時の安全確保措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車を停止させるための非常押しボタン又は転落検知マットを設ける。この場合、当該押しボタンは操作しやすい位置に設けるとともに、その位置、機能について、旅客へ周知する。 ・プラットホーム下には、列車を避けるための待避スペースまたはプラットホームに上がるためのステップを設ける。 	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>⑥ 電車とプラットホームの段差及び隙間</p> <p>◎段差はできる限り平らにする。隙間はできる限り小さくする。なお、段差・隙間のある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を設けることとし、「⑦渡り板、段差・隙間解消装置」のような対策を講じる。</p>	<p>【交通省令第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- 段差縮小のためプラットホームの嵩上げを行う場合は、プラットホーム全体、あるいは一定の区域において行うことを基本とする。また、縁端部の部分的な嵩上げ（スロープ化）は、視覚障害者や片麻痺などの歩行困難な方の移動に影響を及ぼす可能性やホーム転落の危険性等も踏まえ、ホームドアの整備箇所において実施することを基本とする。また、ホームドアを設置する際は、列車の安全確保を前提にプラットホームの形状や軌道の構造等を踏まえ、可能な限り段差・隙間の縮小に取り組む。
- コンクリート軌道である路線の場合、プラットホームの直線部において、くし状ゴムの設置、プラットホームの改修その他の措置を必要に応じ講ずることにより、1以上（複数であることが望ましい）の乗降口において、渡り板等の設備を使用しなくても車いす使用者が単独で乗降しやすいように段差・隙間を縮小する。なお、相互乗り入れ等で車両床面高さが異なる場合には将来的な統一を目指すべきであるが、当面は多くの車両に対して車いす使用者の単独乗降が実現するように可能な限り段差・隙間を縮小する。
- コンクリート軌道である路線の場合、プラットホームの曲線部においても、その形状を踏まえ、プラットホームの改修その他の措置を必要に応じ講ずることにより、1以上（複数であることが望ましい）の乗降口において、渡り板等の設備を使用しなくても車いす使用者が単独で乗降しやすいように段差・隙間を縮小することが望ましい。
- バラスト軌道の場合であっても、列車の安全が確保でき、構造的に段差・隙間の縮小が可能な場合には、くし状ゴムの設置、プラットホームの改修、車両の低床化その他の措置を必要に応じ講ずることにより、1以上（複数であることが望ましい）の乗降口において、渡り板等の設備を使用しなくても車いす使用者が単独で乗降しやすいように、段差・隙間の縮小隙間を縮小することが望ましい。（公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン旅客施設編 コラム 21「車椅子使用者が単独乗降しやすい段差・隙間について」を参考参照）
- 車いす使用者が単独で乗降しやすい乗降口位置は、エレベーターの設置位置等を踏まえながら、同一路線内ではどの駅においても同じ車両扉となるよう整備することが望ましい。また、その乗降口を必要とする乗客が集中するのを防ぐために、車いす使用者が単独で乗降しやすい乗降口は、プラットホーム上に分散して複数設置されることが望ましい。

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

⑦ 渡り板、段差・隙間解消装置

- 車いす使用者の円滑な乗降のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。
- 渡り板を速やかに設置できる場所に配備する。

【交通省令第20条第1項第3号】

【旅客ガ(鉄軌道駅)標】

【凡例】 ○整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

○渡り板は、幅 80cm 以上、使用時の傾斜は 10 度以下として十分な長さを有するもの、耐荷重 300kg 程度のものとする。ただし、構造上の理由により傾斜角 10 度以下の実現が困難な場合には、車いすの登坂性能等を考慮し、可能な限り傾斜角 10 度に近づけるものとする。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○渡り板のホーム側接地面には滑り止めを施し、かつ、渡り板の車両側端部にひっかかりを設けること等により、使用時にずれることのないよう配慮する。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○なお、渡り板の使用においては、ホームの形状に配慮し、降りたホームの反対側の線路に転落する等の事故がないよう、渡り板の長さと同ホームの幅に十分注意する。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○渡り板を常備しない場合、駅係員等が速やかに操作できる構造の段差・隙間解消装置を設ける。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○渡り板等の設備を使用しなくても、車いす使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずることが望ましい。	【旅客ガ(鉄軌道駅)望】
○鉄軌道車両・ホーム等の構造上の理由により渡り板が長く、また、傾斜角が急(概ね 10 度を超える)となる場合には、脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設けることが望ましい。	【旅客ガ(鉄軌道駅)望】
⑧ 隙間の警告	
◎隙間が大きい場合転落する危険を生じさせるおそれがある場合は回転灯等を設置して警告する。また、音声でその旨を警告する。	【交通省令第 20 条第 1 項第 1 号の強化】
⑨ 列車接近の警告	
◎音声や音響による案内で列車の接近を知らせる。	【交通省令第 20 条第 1 項第 9 号】
○音声や音響による案内で、列車の接近のほか、その列車の停止・通過、乗車可否(回送の場合は回送である旨)、列車種別、行き先を知らせる。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
◎光や文字による情報で列車の接近を知らせる。	【交通省令第 20 条第 1 項第 9 号】
○文字や光による情報で、列車の接近のほか、その列車の停止・通過、乗車可否(回送の場合は回送である旨)、列車種別、行き先を知らせる。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内、案内放送の輻輳を避けた音声・音響計画を実施することが望ましい。	【旅客ガ(鉄軌道駅)望】
⑩ プラットホーム上の設置物	
◎壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設ける。	【旅客ガ(鉄軌道駅)標】
○売店、ベンチ、ゴミ箱などを設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者、一般利用者などの通行の支障にならないようにすることが望ましい。	【旅客ガ(鉄軌道駅)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○弱視者が各設置物を視認できるよう、プラットフォームの床面と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）に配慮した色とすることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>
<p>⑪ プラットホーム上の柱の識別</p>	
<p>○弱視者が柱を認識できるよう、柱の色あるいは柱の下端部の色はプラットフォーム床面と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を確保する。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>⑫ プラットホームの明るさ</p>	
<p>◎プラットフォームは両端部まで、高齢者や弱視者の移動を円滑にするよう採光や照度に配慮して照明設備を設ける。</p>	<p>【交通省令第20条第1項第10号、旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>⑬ 駅名の表示</p>	
<p>◎到着する駅名を車内で表示する場合を除き、車内から視認できる高さには駅名標を表示する。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>◎到着する駅名を車内で表示する場合を除き、車内から視認できるよう駅名標の配置間隔に配慮する。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>⑭ 停車駅の案内</p>	
<p>○コンコースからプラットフォームに至る箇所等に、方面ごとに列車の種類、行き先、発車時刻等がわかるよう案内表示をすることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>
<p>○列車種別ごとの停車駅がわかるよう案内表示をすることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>
<p>○列車到着時に降車した駅が旅客にわかるよう、駅名の音声案内を行うことが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>
<p>⑮ 乗降位置表示</p>	
<p>◎プラットフォームの床面等において、車いすスペースに近接する乗降口位置を表示する。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>	<p>【交通省令第21条】</p>
<p>○列車編成数及び停止位置が一定している場合には、プラットフォームの床面等において、号車番号を表示することが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>
<p>○ホームドアや可動式ホーム柵、固定式ホーム柵を設ける場合には、号車及び乗降口位置（扉番号）を文字及び点字（触知による案内を含む。）により開口部左脇に表示する。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>○なお、表示する位置については、ホームドアは、可動部のドア側面または固定部の側面（140cm～160cm程度の高さ）、可動式ホーム柵は、上面または側面（120cm～130cm程度の高さ）、固定式ホーム柵は、固定部の上面（120cm～130cm程度の高さ）とする。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）標】</p>
<p>○点字（触知による案内を含む。）による乗降位置情報は、開口部の左右両側に表示することが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ（鉄軌道駅）望】</p>

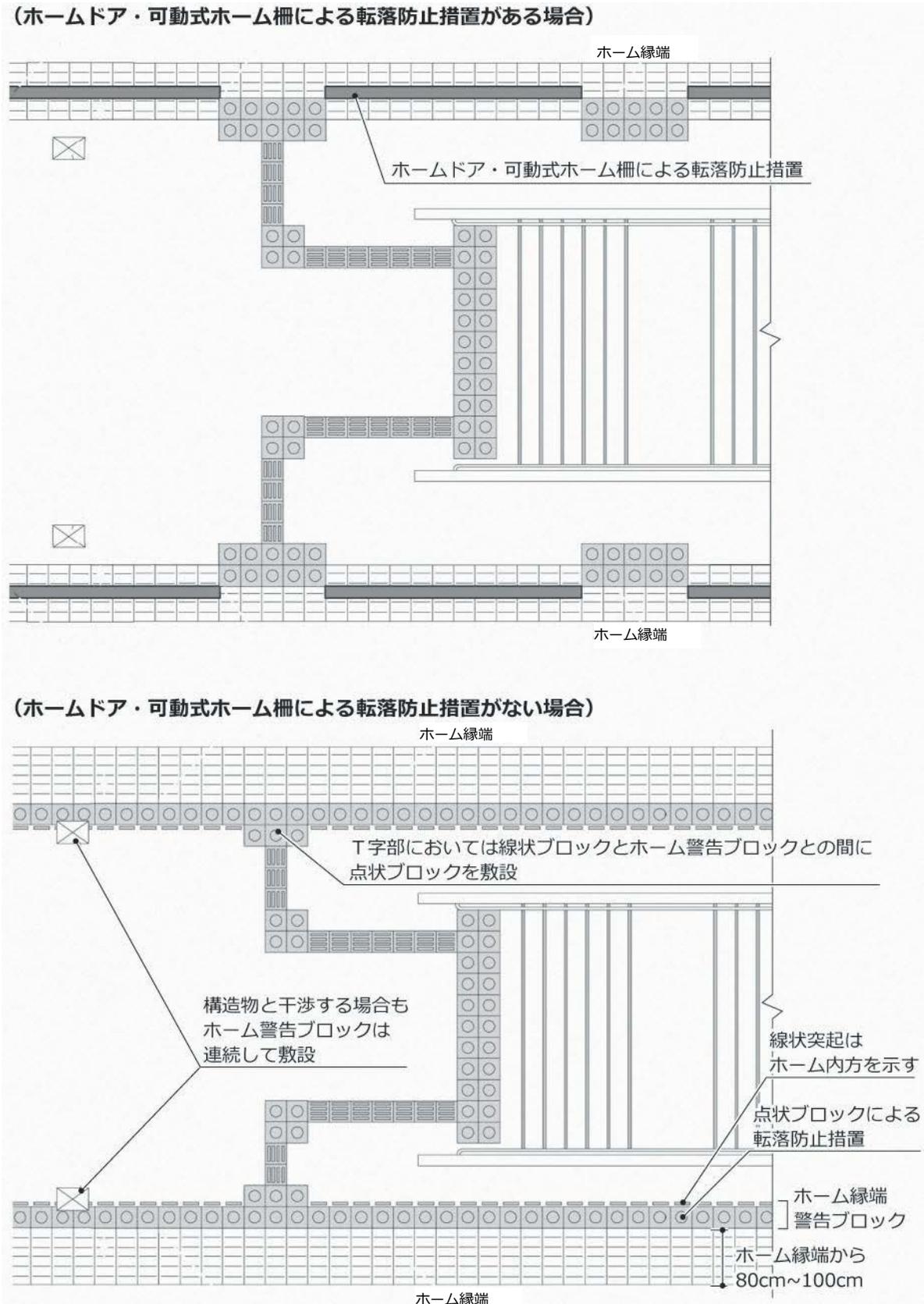
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

<p>○乗降位置表示は、視覚障害者の円滑かつ安全な移動を支障しないよう内方線付き点状ブロックからの位置も考慮して表示することが望ましい。</p> <p>○車いす使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車いす使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">・プラットホーム床面等に当該乗降口位置等を表示する。この表示は、事業者の違いによらず、周囲の旅客に効果的に周知できる共通のデザインであることが望ましい。・プラットホームのエレベーター等の車いす使用者が通行する箇所に単独乗降しやすい乗降口に関する情報を表示する。・改札口等に、路線の駅毎における単独乗降しやすい乗降口に関する情報及び駅係員への乗降補助を要請する方法を表示する。・Web サイトやアプリ等により、駅毎における単独乗降しやすい乗降口に関する情報を表示する。この表示は媒体や提供元等の違いによらず、共通の様式とし、さらに乗車駅と降車駅を容易に比較できるよう考慮することが望ましい。	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p> <p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>
<p>⑯ 連絡装置</p> <p>○駅係員と連絡ができるよう、プラットホーム上のわかりやすい位置（案内サインの掲出位置等）にインターホンを設けることが望ましい。この場合、その設置位置の上部などにおいてわかりやすい案内表示を行う。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p>
<p>⑰ 待合室</p> <p>○プラットホーム上に待合室を設ける場合には、車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)望】</p>
<p>⑱ プラットホーム上のベンチ等</p> <p>◎高齢者や障害者などの長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ主要な経路上やプラットホーム上に休憩のためのベンチ等を設ける。</p>	<p>【旅客ガ(鉄軌道駅)標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV- 16 プラットホームイメージ



C-3 緊急時の設備

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などは、火災などの緊急時にはとりわけ避難などの対応が困難になりがちであるため、緊急時、非常時の諸設備を設けるにあたっては、特に高齢者や障害者などへのきめ細やかな配慮や工夫が必要である。

① 情報案内設備

- 緊急時、非常時における避難、誘導案内などを行うための非常放送設備を設けることが望ましい。
- ◎聴覚障害者に配慮し、文字等により情報を表示するための設備で緊急情報を表示する。
- 文字等により情報を表示するための設備は、LED や液晶等による電光掲示板が望ましい。
- 電光掲示板等で緊急情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、緊急情報表示中である旨を継続的に示すことが望ましい。

② 避難路

- ◎可能な限り分かりやすく短い避難路を確保する。
- 避難路は2方向を確保することが望ましい。

③ 防火シャッター

- ◎防火シャッターを設ける場合は、以下のいずれかの構造とする。
 - ・当該シャッターに近接して設けられるくぐり戸を、有効幅員 85 cm 以上で、容易に開けることができ、かつ車いす使用者などの通行に支障がないよう下枠や段差を設けないものとする。
 - ・床面から 200cm までは感知器との連動により降下し、それ以下は当該シャッターの設けられている場所で、係員の操作により閉鎖する2段落しの構造とする。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

D-1 バスターミナル・バス停留所・タクシー乗り場

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などが乗降しやすい構造とするとともに、分かりやすい案内を行う。

【バスターミナルの乗降場】

① 段差	<ul style="list-style-type: none"> ◎乗降場と通路との間に高低差がある場合は、スロープを設ける。 ◎スロープの勾配は、屋内では1/12以下とし、屋外では1/20以下とする。 ○屋内においても1/20以下とすることが望ましい。 	【旅客ガ(バスターミナル)標】 【旅客ガ(バスターミナル)標】 【旅客ガ(バスターミナル)望】
② 有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> ◎乗降場の有効幅員は車いす使用者同士のすれ違いを考慮する場合は180cm以上とする。 	【旅客ガ(バスターミナル)標】
③ 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ◎乗降場の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。 	【交通省令第23条第1号】
④ 上屋・ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> ○防風及び雨天を考慮し、上屋を設けることが望ましい。 ○乗降場内には、ベンチなどを設けることが望ましい。 ◎バスの乗降口には、乗降の支障となるものを設けない。 	【旅客ガ(バスターミナル)望】
⑤ 進入防止策	<ul style="list-style-type: none"> ◎乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留または駐車のために供する場所(自動車用場所)に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設ける。 	【交通省令第23条】
⑥ 運行情報案内	<ul style="list-style-type: none"> ◎バスターミナルには、関連の運行系統、乗り場などがわかる案内板を設ける。案内板には、行き先などを見やすく表示する。 ○乗り場ごとに、行き先などの運行情報を点字・音声で表示するとともに弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。 	【旅客ガ(バスターミナル)望】
⑦ 横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降場に行くために誘導車路を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。 	【旅客ガ(バスターミナル)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

⑧ 時刻表

- 乗降場の時刻表には、ノンステップバス等の運行時間を分かり易く表示することが望ましい。

【旅客ガ(バスターミナル)望】

【バス停留所】

① 上屋・ベンチ等

→図 IV- 17

- 停留所には、上屋を設けることが望ましい。
- 停留所には、ベンチなどを設けることが望ましい。
- ◎バスの乗降口には、乗降の支障となるものを設けない。

【市道路条例第 18 条】

【市道路条例第 18 条】

② 歩道上の乗り場表示

→図 IV- 17

- ◎歩道上には、視覚障害者誘導用ブロックにより、停留所の乗り場表示を行う。
- ◎乗り場表示は、歩道幅員が広い場合は、線状ブロックと点状ブロックにより表示し、狭い場合は点状ブロックにより表示する。

【道路ガ(乗合自動車停留所)標】

③ 案内方式(行き先案内等)

→図 IV- 17

- ◎停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを停留所標識の見やすい高さに表示する。
- 停留所標識には、点字によりバス停名や行き先などを表示するとともに弱視者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。

【道路ガ(乗合自動車停留所)標】

【道路ガ(乗合自動車停留所)望】

④ 時刻表

- 停留所の時刻表には、ノンステップバス等の運行時間をわかりやすく表示することが望ましい。

【旅客ガ(バスターミナル)望】

【タクシー乗り場】

① 表示・誘導

- ターミナル駅となる駅前には、タクシー乗り場を設けることが望ましい。
- タクシー乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字で設けることが望ましい。
- タクシー乗り場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

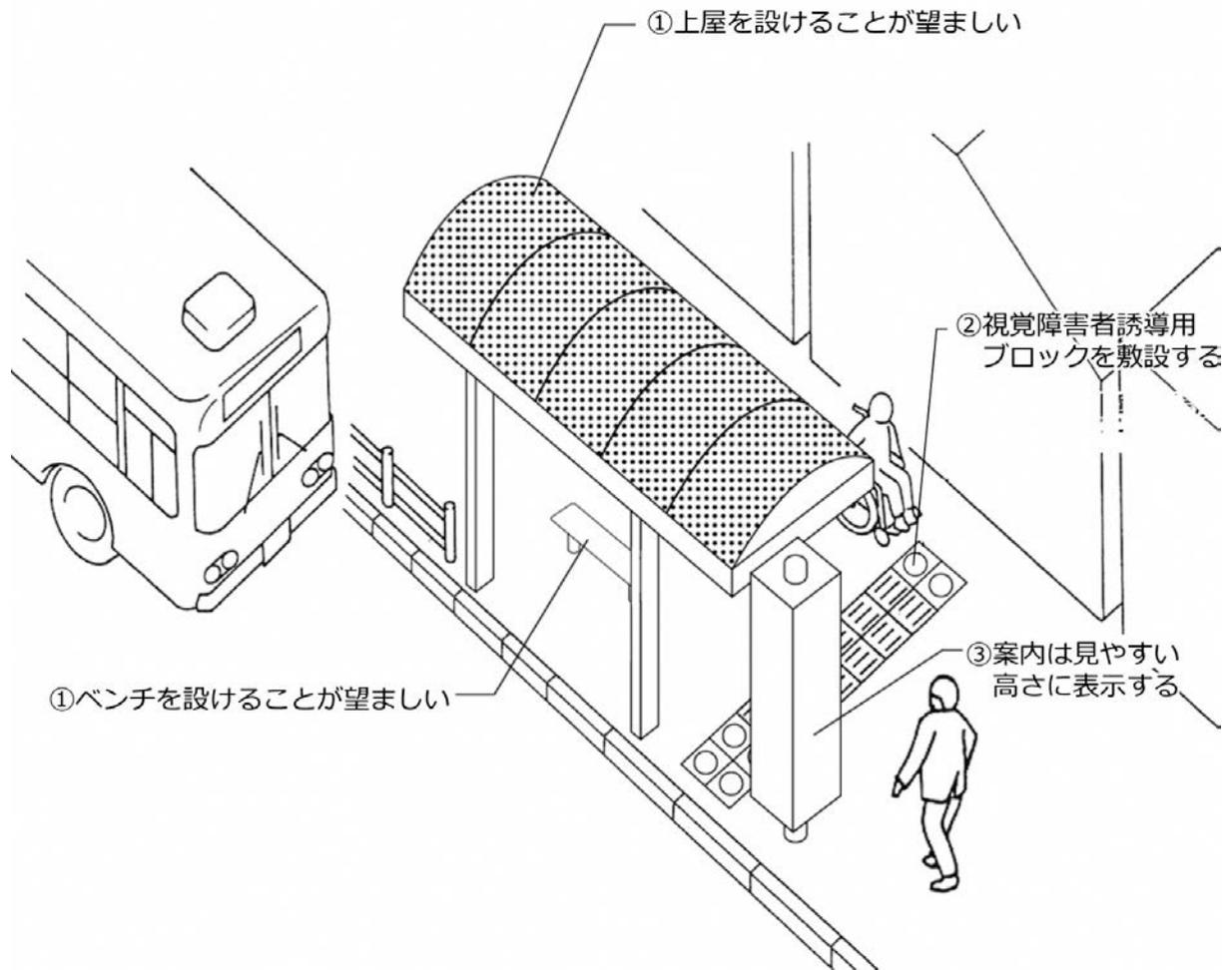
【道路ガ(駅前広場)望】

② 上屋

- タクシー乗り場には、上屋またはひさしを設けることが望ましい。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV- 17 バス停留所のイメージ



E-1 バス車両

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などが乗降しやすい構造とするとともに、車両内外で分かりやすい案内を行う。

① 床	
◎床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。	【交通省令第38条第2項】
② 乗降口（乗降口の有効幅員）	
◎乗降口のうち1以上は、有効幅員80cm以上とする。	【交通省令第37条第2項第1号】
○全ての乗降口から車いす使用者等が乗降できるよう、全ての乗降口の有効幅員を90cm以上とすることが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
○大量乗降を想定する車両の場合には、1以上の乗降口の有効幅員は100cm以上とする。	【車両ガ(バス)標】
乗降口（乗降口の高さ）	
○乗降時における乗降口の踏み段（ステップ）高さは27cm以下とする。（20cm以下がより望ましい。）	【車両ガ(バス)標】
○傾斜は排除することが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
乗降口（踏み段の識別）	
◎乗降口の踏み段（ステップ）の端部は周囲の部分及び路面と輝度コントラストが大きいことにより踏み段を容易に識別できるものとする。	【交通省令第37条第1項】
○乗降口に照射灯などの足下照明を設置し、踏み段の夜間の視認性を向上させる。	【車両ガ(バス)標】
○乗降口の踏み段は、その端部と周囲部分を足裏等で感知できるよう、床材を変化させることが望ましい。	
乗降口（ドア開閉の音響案内）	
○視覚障害者等の安全のために、運転席から離れた乗降口には、ドアの開閉動作開始ブザーを設ける。	【車両ガ(バス)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

乗降口（手すりの設置）	
○乗降口の両側（小型では片側）に握りやすくかつ姿勢保持しやすい手すりを設ける。	【車両ガ(バス)標】
○手すりの出っ張り等により、乗降口の有効幅員を支障しないよう配慮して設ける。	【車両ガ(バス)標】
○乗降口に設ける手すりの外径は2.5cm程度とする。	【車両ガ(バス)標】
○手すりの表面は滑りにくい素材や仕上げとする。	【車両ガ(バス)標】
○乗降時に車体の外側に張り出す手すりとするのが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
③ スロープ板（スロープ板の設置）	→図 IV-18
◎車いす使用者等を乗降させる乗降口のうち1以上には、車いす使用者等の乗降を円滑にするためのスロープ板等を設ける。	【交通省令第37条第2項第2号】
◎車いす使用者等の乗降を円滑にするためのスロープ板の有効幅員は72cm以上とする。	【バス告示第2条第1号】
スロープ板（容易に乗降できるスロープ板）	
○車いす使用者等を乗降させるためのスロープ板の有効幅員は80cm以上とする。	【車両ガ(バス)標】
◎スロープ板の一端を地上高15cmのバスベイに乗せた状態における、スロープ板の角度は14度以下とする。	【バス告示第2条第2号】
○車いす使用者等を乗降させる際のスロープ板の角度は5度（約9%勾配・約1/12）以下とすることが望ましい。また、自動スロープ板、バス停側の改良等により、さらに乗降しやすい方法を採用することが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
◎スロープ板は、容易に取り出せる場所に格納する。	【バス告示第2条第3号】
○耐荷重については、電動車いす本体（80kg～100kg）、車いす使用者本人、介助者の重量を勘案し、300kg程度とする。	【車両ガ(バス)標】
○スロープ板は、使用時にはフック等で車体に固定できる構造とする。	【車両ガ(バス)標】
○車いすの脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設ける。	【車両ガ(バス)標】
○スロープ板の表面は滑りにくい材質又は仕上げとする。	【車両ガ(バス)標】
○乗務員の混乱防止、スロープ板の出し入れの迅速化のため、反転式スロープ板等の取り扱いが簡易なスロープ板を採用する。	【車両ガ(バス)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>④ 車いすスペース（車いすスペースの確保）</p>	<p>→図 IV- 18</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎車いすスペースを1以上設けることとする。 ○車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどを除いて、車いすスペースを2以上設けることとする。 ○ノンステップバスの普及に合わせ、車いすスペースの数の再検討が望まれる。 ◎車いすスペースには、車いす使用者が利用する際に支障となる段は設けない。 ○車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設ける。 ○乗降口から300cm以内に設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 【交通省令第39条】 【車両ガ(バス)標】 【車両ガ(バス)望】 【交通省令第39条第2号】 【車両ガ(バス)標】 【車両ガ(バス)標】
<p>車いすスペース（手すりの設置）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◎車いすスペースには、車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりを設ける。 ○安全ベルトに代わり得る手すり（安全バー等）の開発が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【交通省令第39条第1号】 【車両ガ(バス)望】
<p>車いすスペース（車いす固定装置）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◎車いすスペースには、車いす固定装置を備える。 ○車いす固定装置は、短時間で確実に様々なタイプの車いすが固定できる巻き取り式等の構造とする。 ○前向きの場合は、3点ベルトにより車いすを床に固定する。また、固定装置付属の人ベルトを装着する。 ○腰ベルトを使用する場合は、腰骨に正しく装着されることが望ましい。 ○後ろ向きの場合は背もたれ板を設置し、横ベルトで車いすを固定する。また、姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ○方式の多様化による乗務員の混乱を避けるため、仕様を統一することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【交通省令第39条第3号】 【車両ガ(バス)標】 【車両ガ(バス)標】 【車両ガ(バス)望】 【車両ガ(バス)標】 【車両ガ(バス)望】
<p>車いすスペース（車いすスペースに設ける座席）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◎車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものとする。 ○車いす使用者が利用しやすいように、車いすスペースに座席を設ける場合には、その座席は常時跳ね上げ可能な構造とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【交通省令第39条第4号】 【車両ガ(バス)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

車いすスペース（降車合図ボタン）	
◎車いすスペースには、車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設ける。	【交通省令第39条第5号】
○押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。	【車両ガ(バス)標】
車いすスペース（車いすスペースの表示）	→図 IV- 18
◎乗降口（車外）に、車いすマークステッカーを貼り、車いすによる乗車が可能であることを明示する。	【交通省令第39条第6号】
◎車いすスペースの付近（車内）にも、車いすマークステッカーを貼り、車いすスペースであることが容易に分かるとともに、一般乗客の協力が得られやすいようにする。	【交通省令第39条第6号】
車いすスペース（車いすスペースの広さ）	
◎車いすスペースは、車いすが取り回しできる広さとする。	【車両ガ(バス)標】
◎車いすを固定する場合のスペースは（長さ）130cm×（幅）75cm×（高さ）130cm以上とする。ただし、車いす使用者が同じ向き状態で縦列に設ける場合（車いす使用者が向く方向の最前に設けられるものを除く。）の長さは110cm以上であればよい。	【バス告示第4条】
○後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。	【車両ガ(バス)標】
車いすスペース（その他）	
○車いすの固定、解除、人ベルトの着脱は、乗務員の適切な接遇・介助によって行う。	【車両ガ(バス)標】
○車いすスペースの使用の有無、車いす使用者からの降車合図は運転席に表示されることが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
④-1 フリースペース	
○フリースペースを設ける場合には、ベビーカーを折りたたまず乗車できるフリースペースを設けることができる。この場合において車いすスペースと共用とすることができる。	【車両ガ(バス)標】
○フリースペースに備える座席は、常時跳ね上げ可能な座席とする。	【車両ガ(バス)標】
○フリースペースにはベビーカーを固定するベルトを用意する。	【車両ガ(バス)標】
○フリースペースにはベビーカーを折りたたまず使用できることを示すピクトグラムを貼付する。（ストラップの使用法、車いす乗車の際の優先も記載する。）	【車両ガ(バス)標】
⑤ 低床部通路	→図 IV- 18
◎乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅員（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの有効幅員）は、80cm以上とする。	【交通省令第40条第1項】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

- 乗降口付近を除く低床部分の通路には段やスロープを設けない。
- 低床部分には段やスロープを設けないことが望ましい。
- 小型バスを除き、低床部の全ての通路の有効幅員を 80cm 以上とする。

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)望】

【車両ガ(バス)標】

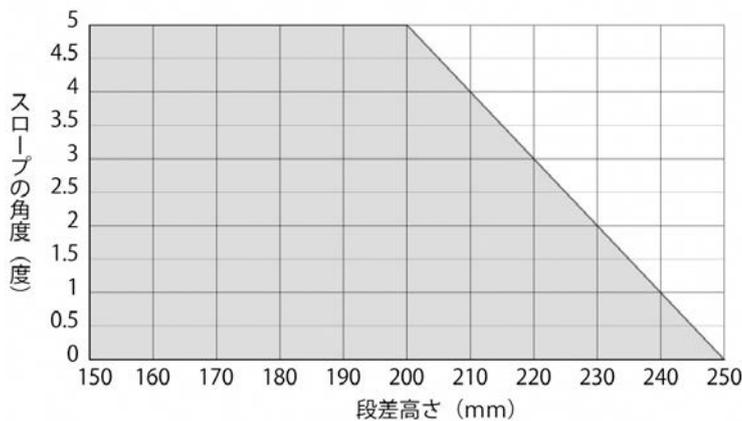
⑥ 後部の段

- 段の端部は周囲の床と輝度コントラストが大きいことにより明確に識別する。
- 低床部と高床部の間の通路に段を設ける場合には、その高さは 1 段あたり 20cm 以下とする。
- 低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は 5 度(約 9%勾配)以下とする。ただし、後部座席の床と通路の間に段を設けない場合にあつては、低床部と高床部の間の通路に設ける段の高さとスロープの角度の関係は、下図の範囲にあればよい。

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)標】



- スロープと階段の間には 30cm 程度の水平部分を設ける。
- 段差部には手すりをつける。
- 段の上の立席乗客の安全に配慮し、一層の段の高さ、傾斜を減少させることが望ましい。

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)望】

⑦ 手すり (手すりの間隔)

→図 IV-18

- ◎通路には、縦手すりを座席 3 列(横向きの場合は 3 席)ごとに 1 以上配置する。
- 縦手すりは、座席 2 列(横向き座席の場合は 2 席、車いすスペースの横向き座席が 3 人掛け跳ね上げ式シート部は 3 席に 1 本)ごとに 1 本配置する。
- 車いすスペースを除く通路には握り棒を座席 1 列ごとに配置することが望ましい。
- 高齢者や障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設ける。

【交通省令第 40 条第 2 項、バス告示第 5 条】

【車両ガ(バス)標】

【車両ガ(バス)望】

【車両ガ(バス)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○車いすスペースについては、吊り手などを併用する。	【車両ガ(バス)標】
○車いすスペースには天井握り棒やつり革を設けることが望ましい。	【車両ガ(バス)標】
○タイヤハウスから優先席周辺まで高さ 80cm 程度の位置に水平手すりを設ける。	【車両ガ(バス)標】
手すり (手すりの素材)	
○手すりは、乗客が握り易い形状とする。	【車両ガ(バス)標】
○手すりの外径は 3cm 程度とする。	【車両ガ(バス)標】
○手すりの表面は滑りにくい素材や仕上げとする。	【車両ガ(バス)標】
⑧ 室内色彩	
○座席、手すり、通路及び注意箇所などは高齢者や色覚障害者にもわかりやすい配色とする。	【車両ガ(バス)標】
○高齢者および色覚障害者でも見えるよう、手すり、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。	【車両ガ(バス)標】
○天井、床、壁面など、これらの背景となる部分、座席、手すり、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。	【車両ガ(バス)標】
○眩しさを与える色、材質の使用を控えることが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
⑨ 座席	
○床面からの高さ、奥行、背当ての角度、座面の角度等を配慮し、座りやすく、立ち上がりやすいものとする。	【車両ガ(バス)標】
○床面から座面までの高さは 40cm～43cm 程度とする。	【車両ガ(バス)標】
○シートの横幅は 1 人掛け:45cm±1cm、2 人掛け: 81cm±1cm とする。 (2 人掛けは 90cm とすることがより望ましい。)	【車両ガ(バス)標】
○座面の奥行きは 41cm 程度±1cm とする。	【車両ガ(バス)標】
○手すりは、握りやすく、立ち座りしやすいものとする。	【車両ガ(バス)標】
⑩ 優先席 (配置)	→図 IV- 18
◎優先席を、乗降の際の移動が短くて済む乗降口付近に確保する。	
○優先席は乗降口に近い位置に 3 席以上 (中型では 2 席以上、小型では 1 席以上) を原則として前向きに設置する。	【車両ガ(バス)標】
優先席 (立ち座りのしやすさ)	
○優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ立ち座りに配慮した構造とする。	【車両ガ(バス)標】
○乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め (40cm～43cm) の座面とする。	【車両ガ(バス)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

優先席（シートの色・優先席の表示）	
<ul style="list-style-type: none"> ◎優先席の背後の窓や見やすい位置に優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けること等により、優先席であることが車内及び車外から識別できるようにする。 ○優先席は座席シートを他の座席シートと異なった配色とすることにより、優先席であることが容易に分かるとともに、一般の乗客の協力が得られやすいようにする。 	<p>【交通省令第39条の2】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
優先席（降車合図ボタン）	
<ul style="list-style-type: none"> ◎降車合図ボタンを押しやすい位置に設ける。 ○降車合図ボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ○乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車合図ボタンの配置は避ける。 	<p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
⑪ 降車合図ボタン	
<ul style="list-style-type: none"> ○ブザーの押しボタン等は、手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ○降車合図ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設ける。 ○視覚障害者に配慮し、降車合図ボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設ける降車合図ボタンはこの限りではない。（座席の背もたれや肘掛けに降車合図ボタンを追加することを妨げるものではない。） ○縦手すりに配置する降車合図ボタンは、床面より140cmの高さとする。 ○座席付近の壁面に配置する降車合図ボタンは、床面より120cmの高さとする。 ○降車合図ボタンは停車確認ランプと一体型とする。 ○高齢者、肢体不自由者などのために、車いす用スペースの近くの低めの位置等に、タッチ部分の大きい降車合図ボタンを設ける。 	<p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
⑫ 運賃箱・整理券発行機	
<ul style="list-style-type: none"> ○運賃箱には、釣り銭が自動で出るのか、事前に両替が必要かの案内を表示する。 ○カードリーダーの位置はわかりやすく示す。 ○運賃箱は、乗客に利用しやすい形状とし、乗客の通行に影響を与えない位置に設ける。 ○釣り銭受け皿等、低い位置に設ける場合は床から60cm以上の位置に設ける。 	<p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○運賃箱は、投入口、釣銭受け皿、両替機、カード挿入口等がわかりやすい案内表示をつけるとともに、縁取りなどにより識別しやすいものとする。	【車両ガ(バス)標】
○料金表示は、大きな文字により、背景色との輝度コントラストを確保したわかりやすい表示とする。	【車両ガ(バス)標】
○運賃の收受方法の整理、統一化等を検討し、さらに使いやすく形状や配置が統一化されたコンパクトな運賃箱・カードリーダー・整理券発行機を開発し採用することが望ましい。また、これらの設置位置も統一するとともに、障害者等の通行に支障のないよう運賃箱・整理券発行機周辺の通路の有効幅員を十分に確保することが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
○視覚障害者が整理券を取りやすいように、行先案内を含む整理券発行機の音声による案内は、発券口付近から行う。	【車両ガ(バス)標】
○整理券発行機は、乗降に支障のない位置に設ける。	【車両ガ(バス)標】
⑬ 案内・表示（車内表記）	
○車内表記は、わかりやすい表記とする。	【車両ガ(バス)標】
○車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。	【車両ガ(バス)標】
○ピクトグラム及びその大きさは国土交通省の「標準仕様ノンステップバス認定要領」を参照する。	【車両ガ(バス)標】
○認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。	【車両ガ(バス)標】
○文字表記にはひらがなや英語を併記することが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
案内・表示（車内表示）	
→図 IV- 18	
○車内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報（行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む）を文字等により表示するための設備を備える。	【交通省令第41条第1項】
○乗客が次停留所名等を容易に確認できるよう次停留所名表示装置を車内の見やすい位置に設置する。	【交通省令第41条第1項】
○表示装置は大きな文字で表示し、ひらがなや英語を併記または連続表示する。	【車両ガ(バス)標】
○次に停車する停留所の名称は、可能なかぎり前部以外の場所にも表示する。	【車両ガ(バス)標】
○弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラストを確保した表示とする。	【車両ガ(バス)標】
○乗客が次に停車する停留所の名称等を車内のどの場所からも確認できるようにすることが望ましい。	【車両ガ(バス)望】
○経路、停留所名、行先等がわかるような車内表示を行うことが望ましい。	【車両ガ(バス)望】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

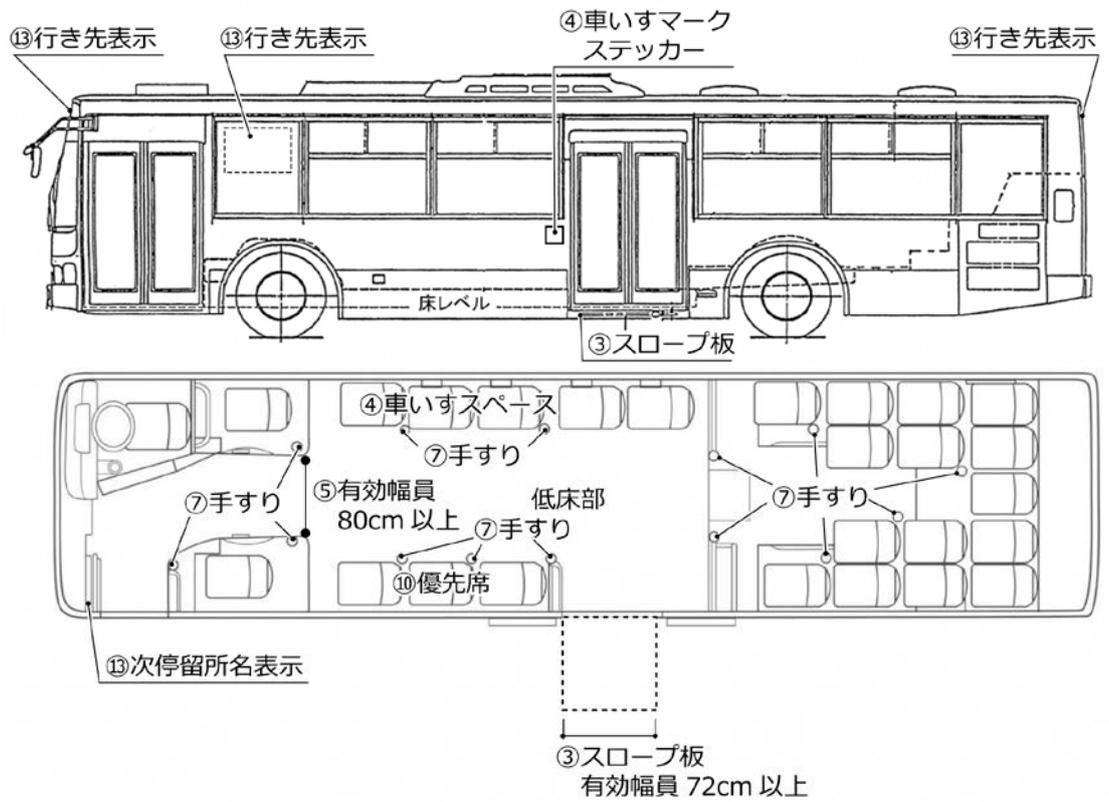
<p>○聴覚障害者等が緊急時に正確な情報を把握できるように配慮し、緊急時の情報を文字により提供する。また、緊急情報内容のうち定型化可能なものは表示メニューを用意することが望ましい。</p>	<p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>案内・表示（車外表示） →図 IV- 18</p>	
<p>○行き先が車外から容易に確認できるように、車両の前面、左側面、後面に表示する。</p> <p>○行き先に加え、経路、系統、車いすマーク、ベビーカーマーク等においても、車外から容易に確認できるようにする。</p> <p>○寸法は 30cm×140cm 以上(前方)、40cm×70cm 以上(側方)、20cm×90cm 以上(後方)とする。ただし、200cm 幅の車両の場合は 12.5cm×90cm 以上(前方および後方)、18cm×50cm 以上(側方)とする。</p> <p>○表示機は、直射日光のもとでも夜間でも視認可能なものとする。</p> <p>○大きな文字で表示し、ひらがなや英語を併記または連続表示する。</p> <p>○弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラストを確保した表示とする。</p> <p>○ノンステップバスであることを車両の前面、左側面、後面からわかるよう表示する。</p>	<p>【交通省令第 41 条第 3 項】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>案内・表示（車内放送）</p>	
<p>○車内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報（行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む）を音声により提供するための設備を備える。</p> <p>○車内には、次停留所、乗換案内等の運行に関する情報を音声により提供するための放送装置を設ける。</p> <p>○車内放送により次停留所、乗換案内などを優先的に行い、その際には聞き取りやすい音量、音質、速さで行う。</p> <p>○降車合図ボタンに反応し、「次停まります」の音声が出るようにする。</p> <p>○次の停留所の名称の放送は、前の停留所の発車又は通過直後、及び次の停留所の停車直前に行う。</p> <p>○基本的な運行案内と案内以外の広告等の内容が区別して分かるよう配慮する。</p>	<p>【交通省令第 41 条第 1 項】</p> <p>【交通省令第 41 条第 1 項】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>案内・表示（車外放送）</p>	
<p>○行き先、経路、系統等の案内を行うための車外用放送装置を設ける。</p> <p>○バス停留所に停車した時に、車外にも行き先等を音声で案内する。</p>	<p>【交通省令第 41 条第 2 項】</p>

【凡例】 ○整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○車外の利用者とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。</p> <p>○視覚障害者の乗降に配慮し、ノンステップバスである旨、前乗り、中乗り、後乗りの別を音声で案内する。</p> <p>○バス車体規格集等に準じ、車外スピーカー、インターホンマイクの取り付け位置を統一する。</p>	<p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>⑭ コミュニケーション設備（聴覚障害者用コミュニケーション設備）</p>	
<p>◎バス車両内には、筆談用具など聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。</p> <p>◎この場合においては、当該設備を保有している旨を車両内に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。</p> <p>○筆談用具がある旨の表示については、乗務員席付近であって、乗務員及び乗客から見やすく、かつ乗客から手の届く位置に表示する。</p>	<p>【交通省令第42条】</p> <p>【交通省令第42条】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>コミュニケーション設備（コミュニケーション支援ボード）</p>	
<p>○言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者・外国人等に配慮し、JIS T 0103で規定されたコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備する。</p>	<p>【車両ガ(バス)標】</p>
<p>コミュニケーション設備（車内安全確認設備）</p>	
<p>○運転者から車内の大部分が確認できるミラー、モニター等を設置する。</p> <p>○ミラー、モニター等は運転者席から容易に確認できる位置に設置する。</p>	<p>【車両ガ(バス)標】</p> <p>【車両ガ(バス)標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 IV- 18 バス車両のイメージ



E-2 鉄道車両

整備の基本的な考え方

高齢者や障害者などが乗降しやすい構造とするとともに、車両内外で分かりやすい案内を行う。

① 乗降口（段・隙間）	
<ul style="list-style-type: none"> ◎車両とプラットフォームの段・隙間について、段はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。 ○施設側の渡り板が速やかに設置できない場合は、車両内に車いす使用者の円滑な乗降のための渡り板の配備、段差解消装置を設ける。 ○段が大きい場合には、 <ul style="list-style-type: none"> ①施設側におけるホームの嵩上げ ②車両側における低床化 ③段差解消装置等を設置 するなどにより、段差解消することが望ましい。 ○異なる規格の型式が混在する路線の場合は、2cm を超える逆段差が生じないことを念頭に置きつつ、計画的に車両床面高さが統一されるよう車両更新（新造車）に取り組むことが望ましい。 	<p>【交通省令第31条第1号、第2号】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p>
乗降口（乗降口の有効幅員）	→図 IV- 19
<ul style="list-style-type: none"> ◎旅客用乗降口のうち1列車ごとに1以上は有効幅員を90cm以上とする。 	【車両ガ（鉄軌道）標】
乗降口（隙間・段差の解消・警告）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ホームが曲線の場合は車両とプラットフォームの隙間が大きくなり危険であるため、音声及び光で危険性を注意喚起することが望ましい。 ○乗降口の床面の縁端部には、ステップ（クツズリ）を設け、車両とプラットフォームの隙間をできるだけ小さくすることが望ましい。 ○上記の隙間を小さくするための設備の縁端部は、全体にわたり十分な太さで周囲の床の色とのコントラストを確保し、当該ステップを容易に識別できるようにすることが望ましい。 ○車いすスペース直近の乗降口には、車いす使用者が円滑に乗降するための自動段差解消設備を設けることが望ましい。 	<p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p>
乗降口（戸）	
<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者等が車内外から戸の開閉のタイミングを確認できるよう、車内ランプ又は車外ランプの点滅等により戸の開閉のタイミングを表示する。 	【車両ガ（鉄軌道）標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

○車いす使用者等が円滑に乗降できるように、戸のレールの出っ張りを解消することが望ましい。	【車両ガ(鉄軌道)望】
○視覚障害者等のために、ドアが開いていることを示すための音声案内装置(音声等により常時「開」状態を案内するもの)を設ける。なお、当該音声等は車外から聞き取ることができれば良く、スピーカーの設置位置は車内外を問わない。なお、音声案内は、JIS T 0902を参考とする。	【車両ガ(鉄軌道)標】
○戸の開閉ボタンを設けた場合は、周囲の色と輝度コントラストを確保し、視覚的にわかりやすいものとし、開閉を示す矢印の刻印等触れてもわかりやすい形状とする。	【車両ガ(鉄軌道)標】
○戸の開閉ボタンを設けた場合は、ボタン上部に点字を併記することが望ましい。	【車両ガ(鉄軌道)望】
○乗降口の戸の位置は列車間で可能な限り統一を図ることが望ましい。ただし、通勤型(短距離)鉄道用車両と都市間鉄道用車両等、用途が異なる車両が混在する路線の場合は、この限りではない。	【車両ガ(鉄軌道)望】
乗降口(床面の仕上げ)	
◎旅客用乗降口の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第31条第4号】
乗降口(乗降口脇の手すり)	
◎乗降口脇には、高齢者や障害者などが円滑に乗降できるよう、又、立位時に身体を保持しやすいように手すりを設ける。	【交通省令第32条第3項】
◎手すりの高さは、高齢者、障害者、低身長者、子どもなどに配慮したものとする。	【交通省令第32条第3項】
○乗降口の両脇には、高齢者や障害者などが円滑に乗降できるよう、又、立位時に身体を保持しやすいように縦手すりを設ける。	【車両ガ(鉄軌道)標】
○乗降口の両脇に設ける縦手すりの外径は2.5cm程度とする。	【車両ガ(鉄軌道)標】
乗降口(乗降口付近の段の識別)	
◎段が生じる場合は、段の端部(段鼻部)の全体にわたり十分な太さで周囲の床の色と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を確保し、容易に当該段を識別できるようにする。	【交通省令第31条第6号】
○段の端部(段鼻部)の全体にわたり周囲の床の色と輝度コントラストを確保する際には、その太さを幅5cm程度以上として、容易に当該段を識別できるようにする。	【車両ガ(鉄軌道)標】
乗降口(乗降口端部の識別)	
○乗降口端部の床面は、周囲の床の色との輝度コントラストを確保し容易に識別できるようにする。	【車両ガ(鉄軌道)標】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

乗降口（号車及び乗降口位置（扉番号）等の点字・文字表示）	→図 IV- 19
<p>◎各車両の乗降口の戸又はその付近には、号車及び乗降口位置（扉番号）を文字及び点字（触知による案内を含む。）により表示する。ただし、車両の編成が一定していない等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>○案内表示は、視覚障害者が指により確認しやすい高さに配慮し、床から140cm～160cm程度の高さに設ける。</p> <p>○戸先側に表示し、両開き扉においては左側扉に表示する。</p>	<p>【交通省令第32条第7項】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>
乗降口（車内の段付近の手すり）	
<p>○車内に段がある場合には、歩行補助のため段の付近に手すりを設ける。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>
乗降口（戸の開閉）	
<p>○視覚障害者が円滑に乗降できるように、戸の位置及び戸の開閉が車内及び車外の乗降位置から分かるようなチャイムを戸の内側上部等に設置し、戸の開閉動作に合わせてチャイム音を鳴動させる。</p> <p>○聴覚障害者等が車内外から戸の開閉のタイミングを確認できるよう、車内ランプ又は車外ランプの点滅等により戸の開閉のタイミングを表示する。</p> <p>○戸の開閉ボタンを設けた場合は、周囲の色と輝度コントラストを確保し、視覚的にわかりやすいものとし、開閉を示す矢印の刻印等触れてもわかりやすい形状とする。</p> <p>○戸の開閉ボタンを設けた場合は、ボタン上部に点字を併記することが望ましい。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p>
② 優先席（優先席の設置位置）	→図 IV- 20
<p>◎優先席を乗降口付近に設ける。</p> <p>○相互直通運転を実施する場合には、事業者間で優先席の位置を統一することが望ましい。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p>
優先席（優先席の表示）	→図 IV- 20
<p>○優先席は、</p> <p>①座席シートを他のシートと異なった配色、柄とする。</p> <p>②優先席付近の吊り手又は通路、壁面等の配色を周囲と異なるものにする等により車内から容易に識別できるものとする。</p> <p>③優先席の背後の窓や見やすい位置に優先席であることを示すステッカーを貼る。</p> <p>等により、優先席であることが車内及び車外から容易に識別できるものとし、一般の乗客の協力が得られやすいようにする。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

IV. 公共交通機関

<p>優先席（優先席数）</p> <p>○優先席数（全座席に占める割合）については、優先席の利用の状況を勘案しつつ、人口の高齢化などに対応した増加について検討する必要がある。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>
<p>優先席（弱冷房車）</p> <p>○高齢者や内部障害者等体温調節が困難な人のために、弱冷房車として設定温度を高め設定した車両を1編成に1両以上設置し、車外に弱冷房車であることをステッカー等で表示する。ただし、車両編成が一定しない等の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p>	<p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>
<p>③ 手すり・つり革</p> <p>◎通路及び客室内には、手すりを設ける。</p> <p>○客室に立席スペースを設ける車両においては、利用者が身体を保持できるように、通路及び客室内に手すりまたはつり革を設ける。</p> <p>○つり革の高さ・配置については、客室用途と利用者の身長域（特に低身長者）に配慮する。</p> <p>○つり革は握りやすい太さとする。</p> <p>○つり革の利用が困難な高齢者、障害者、低身長者、子どもなどに配慮し、立位時の姿勢を保持しやすいよう、また、立ち座りしやすいよう、縦手すりを配置する。</p> <p>○縦手すりは、座席への移動や立ち座りが楽にできるような位置に設ける。</p> <p>○縦手すり・横手すりの外径は3cm程度とする。ただし、乗降口脇に設ける縦手すりは「乗降口」の内容に準ずる。</p> <p>○クロスシート座席には、座席への移動や立ち座り、立位時の姿勢保持に配慮し、座席肩口に手すり等を設ける。</p>	<p>【交通省令第32条第3項】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p>
<p>④ 車いすスペース（車いすスペースの設置数）</p> <p>◎客室には、1列車ごとに2以上の車いすスペースを設ける。ただし、3両編成以下の車両で組成する列車にあっては1以上とすることができる。</p> <p>○多数の旅客が利用し又は車いす使用者その他の車いすスペースを必要とする利用者が多い場合には、1車両に1以上の車いすスペースを設ける。</p> <p>○多数の旅客が利用し又は車いす使用者その他の車いすスペースを必要とする利用者が多い以外の場合であっても、1車両に1以上の車いすスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第32条第1項】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）標】</p> <p>【車両ガ（鉄軌道）望】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○1 車両に 1 以上の車いすスペースを設置しない場合にあつては、車いすスペースを複数の車両に分散して設けることが望ましい。	【車両ガ(鉄軌道)望】
車いすスペース (車いすスペースの広さ)	→図 IV- 21
<p>◎車いすスペースは、車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さを確保する。この場合の車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さは、下記要件を満たすものとする。</p> <p>①車いすスペースの長さは、130cm 以上とする。ただし、車いす使用者が同じ向き状態で利用する車いすスペースを 2 以上縦列して設ける場合にあつては、2 台目以降の車いすスペースの長さは、110cm 以上とすることができるものとする。</p> <p>②車いすスペースの幅は、75cm 以上とする。</p> <p>○車いすスペースは、車いす利用者が極力進行方向を向けるよう配慮する。</p> <p>○車いすスペースは、車いす使用者、ベビーカー使用者等の円滑な乗車に配慮し、2 以上の車いすが乗車可能であることが望ましい。</p> <p>○車いすスペースの広さは、140cm×80cm 以上とすることが望ましい。この場合、車いすが転回できるよう、前述車いすスペースを含め、150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 32 条第 1 項第 1 号】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
車いすスペース (手すり)	→図 IV- 21
<p>◎車いすスペースには、車いす使用者が握りやすい位置に手すりを設ける。</p> <p>○車いすスペースには、車いす使用者が握りやすい位置(高さ 80cm～85cm 程度)に横手すりを設ける。</p> <p>○上記手すりの外径は 3cm 程度とする。</p> <p>○車いすスペースには、車いす使用者、低身長者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、2 段手すりを設けることが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 32 条第 1 項第 2 号】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
車いすスペース (車いすスペースの表示)	→図 IV- 21
<p>◎車いすスペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車いす用スペースであることを示す車いすマークを車内と車外に掲出する。</p> <p>○ベビーカーの利用が可能なスペースにおいては、容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、ベビーカーマークを車内に加え車外にも掲出する。</p>	<p>【交通省令第 32 条第 1 項第 5 号・車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p>
車いすスペース (床面の仕上げ)	
◎車いすスペースの床の表面は、滑りにくい仕上げとする。	【交通省令第 32 条第 1 項第 3 号】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>車いすスペース（車いすスペースの形態）</p>	<p>→図 IV- 21</p>
<p>○車いすスペースは、利用形態を限定せず、ベビーカー利用者等の多様な利用者に配慮したものとする。</p> <p>○各路線の利用実態を踏まえ、車いす使用者、ベビーカー使用者の利用が多い場合には、車いすスペース及びベビーカーが利用可能なスペースを増設することが望ましい。</p> <p>○相互直通運転を実施する場合には、事業者間で車いすスペースの位置を統一することが望ましい。</p> <p>○車いすスペースには、車外を確認できるよう窓を設けることが望ましい。</p>	<p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
<p>車いすスペース（車いすスペースの設置位置）</p>	
<p>○車いすスペースは、車いすスペースへの移動が容易で、乗降の際の移動距離が短くて済むように、乗降口から近い位置に設ける。</p> <p>○車いすスペースは通路にはみ出さないように設置することが望ましい。</p>	<p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
<p>車いすスペース（非常通報装置）</p>	<p>→図 IV- 21</p>
<p>○車いすスペース付近には、車いす使用者の手の届く範囲に非常通報装置を設置する。</p>	<p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p>
<p>⑤ 通路</p>	
<p>◎旅客用乗降口と車いすスペースとの間の通路のうち 1 以上の有効幅員は 80 cm以上とする。</p> <p>○旅客用乗降口と車いすスペースとの間の通路のうち 1 以上の有効幅員は 90 cm以上を確保することが望ましい。</p> <p>◎車いすスペースに隣接した通路の幅は 40cm 以上確保する。</p> <p>○車いすスペースに隣接した通路の幅は 45cm 以上確保することが望ましい。</p>	<p>【交通省令第 32 条第 5 項】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【交通省令第 32 条第 1 項】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
<p>⑥ 案内・表示（案内表示装置）</p>	
<p>◎客室には、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報（行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む）を文字等により表示するための設備を備える。</p> <p>○案内表示装置は、乗降口の戸の車内側上部、天井、連結部の扉上部、戸袋等、車両の形状に応じて見やすい位置に設ける。中吊り広告等で見えにくくならないように配慮する。</p> <p>○案内表示装置では、次駅停車駅名等に加え、次停車駅での乗換情報、次停車駅で開く戸の方向（左側か右側か）等を提供する。</p> <p>○文字情報は、確認が容易な表示方法とし、次停車駅等の基本情報は、スクロール表示などの場合は 2 回以上繰り返し表示する。</p>	<p>【交通省令第 32 条第 6 項】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p>

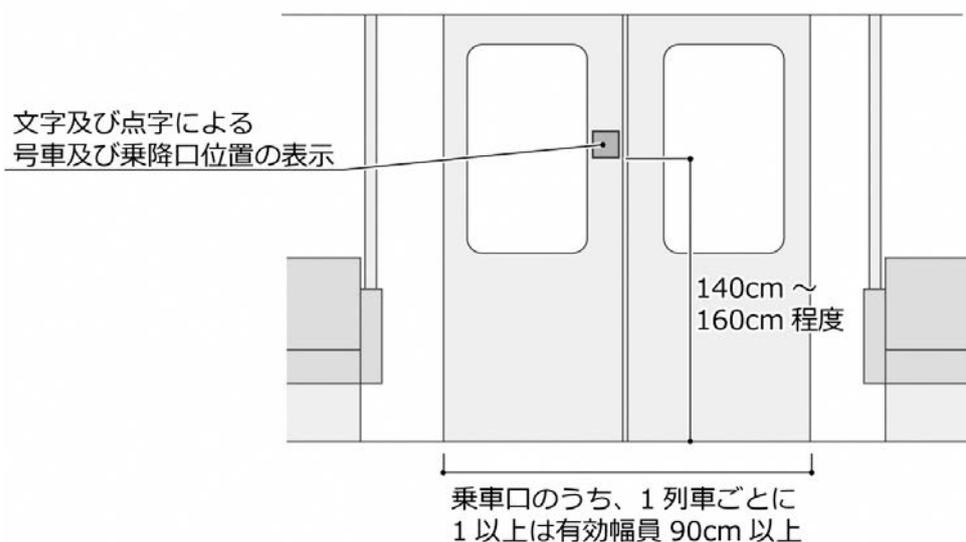
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<ul style="list-style-type: none"> ○LED、液晶等で文字情報を提供する際には、わかりやすい文言を使用する。 ○可能な限りひらがなや英語も併用する。 ○次駅までの距離が短く、表示時間が確保できない場合は表示項目・内容を選択する。 ○弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラストを確保した表示とする。 ○大きな文字により見やすいように表示することが望ましい。 ○路線、列車種別等を色により表示する場合は、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法に配慮することが望ましい。 	<p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>
案内・表示（案内放送装置）	
<ul style="list-style-type: none"> ◎客室には、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報（行き先及び種別。これらが運行開始後に変更される場合は、その変更後のものを含む）を音声により提供するための車内放送装置を設ける。 ◎旅客用乗降口には、旅客用乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備を設ける。 ○次に停車する鉄道駅の駅名、次停車駅での乗換情報、次停車駅に開くドアの方向（左側か右側か）等の運行に関する情報は、聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数等で放送する。 ○次停車駅名等の案内放送は、前停車駅発車直後及び次停車駅到着直前に行う。 	<p>【交通省令第32条第6項】</p> <p>【交通省令第31条第5号】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p>
案内・表示（緊急時の表示等）	
<ul style="list-style-type: none"> ○車両の運行の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合には、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。 ○ネットワークを形成する他の交通機関の運行・運航に関する情報も提供することが望ましい。 ○運休・遅延の別や運行障害発生の原因等の情報を、運休が発生した場合や事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。 ○相互直通運転を実施する場合における他社線車両の駅名等表示については、事業者間で調整し、表示内容を充実させることが望ましい。 ○車両からの避難が必要となった際に、必要な情報を文字により提供することが出来る可変式情報表示装置を備えることが望ましい。 	<p>【車両ガ(鉄軌道)標】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p> <p>【車両ガ(鉄軌道)望】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

案内・表示（行き先・車両種別表示）	
◎車体の側面に、当該車両の行き先及び種別を大きな文字により見やすいように表示する。ただし、行き先又は種別が明らかな場合は、この限りでない。	【交通省令第33条第2項】
○車体の側面に、車両番号（号車）等を大きな文字により見やすいように表示する。ただし、車両の編成が一定していない等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。	【車両ガ（鉄軌道）標】
○弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの輝度コントラストを確保した表示とする。	【車両ガ（鉄軌道）標】
○照明又は高輝度LED等により、夜間でも視認できるものとする。	【車両ガ（鉄軌道）標】
⑦ 車両間転落防止装置	
◎連結部には、プラットホームの旅客の転落を防止するための転落防止用ほろ等転落防止設備を設ける。ただし、プラットホームの設備等により旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。	【交通省令第33条第1項】
○運行中に車両の連結・分離などが行われるなどの理由により、転落防止設備が設置できない場合には、音声による警告を行うことが望ましい。	【車両ガ（鉄軌道）望】

図 IV- 19 乗降口のイメージ



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図IV- 20 優先席の設置イメージ

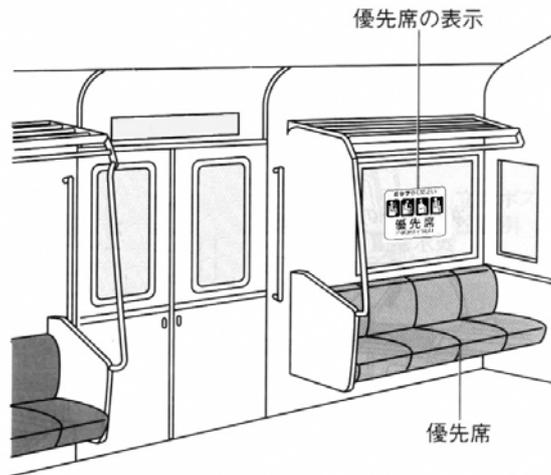
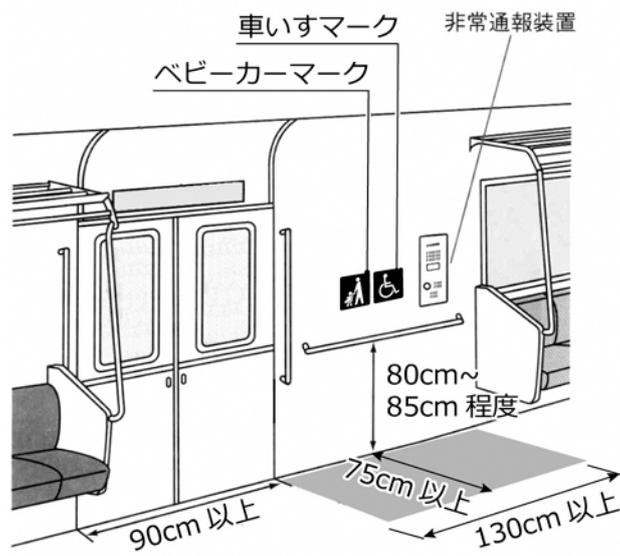


図 IV- 21 車いすスペースの設置イメージ



車いすマーク



ベビーカーマーク

工事中のバリアフリーの配慮

日常だけでなく工事中においても、円滑に移動できるようバリアフリーの配慮をすることも必要です。

【主な配慮事項】

扉、通路、道路などの幅員の確保

杖を使用している人たち、介助者が付き添っている人たち、車いすを使用している人たちなどが、通過、通行、すれ違いができるように幅員を確保します。(35 ページ～36 ページの「通過、通行、すれ違いに必要なスペース」参照)

通路、道路などの段差の解消

通路、道路などで段差が生じる場合には、スロープを設けるなどして段差を解消しますが、工事中で一時的に段差が生じる場合には、車いすが通行できる板（車いすの重さに耐えられ、車いすの通行に支障のない幅を有した板）を敷くことにより、段差を解消する方法もあります。

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

工事により既設の視覚障害者誘導用ブロックが使用できなくなる場合には、代替の視覚障害者誘導用ブロックを敷設（仮設）して、工事中においても連続的な誘導を確保します。その際には、誘導の経路から外れるブロックを保護マット等で覆い隠し、工事箇所に誤って誘導しないようにすることも必要です。

